

告示第二百三十一号

平成八年八月十二日

塩事業法第二十一条第一項に規定する塩事業センターを指定した件

大蔵省

塩事業法（平成八年法律第三十九号）第二十一条第一項の規定に基づき、平成八年七月二十九日付けで同項に規定する塩事業センターとして次の法人を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

大蔵大臣 久保 亘

一 名称 財団法人 塩事業センター

二 住所 東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号

三 事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号